

# 特定デジタルプラットフォームの透明性 及び公正性の向上に関する法律の 運用開始について

令和3(2021)年4月  
経済産業省

# 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律のポイント (2020年5月27日成立、2020年6月3日公布、**2021年2月1日施行**)

## 基本理念

- デジタルプラットフォーム提供者が透明性及び公正性の向上のための取組を自主的かつ積極的に行うことを基本とし、国の関与や規制は必要最小限のものとすることを規定。(規制の大枠を法律で定めつつ、詳細を事業者の自主的取組に委ねる「共同規制」の規制手法を採用。)

## 規制の対象

- デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性・公正性を高める必要性の高いプラットフォームを提供する事業者を「特定デジタルプラットフォーム提供者」として指定し、規律の対象とする。

## 特定デジタルプラットフォーム提供者の役割

- 特定デジタルプラットフォーム提供者が、取引条件等の情報の開示及び自主的な手続・体制の整備を行い、実施した措置や事業の概要について、毎年度、自己評価を付した報告書を提出。  
※ 利用者に対する取引条件変更時の事前通知や苦情・紛争処理のための自主的な体制整備などを義務付け。

## 行政庁の役割

- 報告書等をもとにプラットフォームの運営状況のレビューを行い、報告書の概要とともに評価の結果を公表。その際、取引先事業者や消費者、学識者等の意見も聴取し、関係者間での課題共有や相互理解を促す。
- 独占禁止法違反のおそれがあると認められる事案を把握した場合、経済産業大臣は公取委に対し、同法に基づく対処を要請。

※ 本法律の規律は内外の別を問わず適用。海外事業者にも適用が行われている独禁法の例等も参考に、公示送達の手続を整備。 1

# 規制対象となる事業者の指定

- **2021年4月1日**、①アマゾン、②楽天、③ヤフー、④アップル及びiTunes、⑤グーグルを、規制対象となる「特定デジタルプラットフォーム提供者」として指定。
- また、**同日**、デジタルプラットフォームを利用する事業者等の相談に応じ、解決に向けた支援を行うための**相談窓口を設置**。寄せられた声をもとに、課題を抽出し、**取引環境の改善**につなげていく。

## 1. 規制対象となる事業者

### ① 物販総合オンラインモール

※指定基準：国内流通総額3,000億円以上

- **アマゾンジャパン合同会社**  
(amazon.co.jp)
- **楽天グループ株式会社（楽天市場）**
- **ヤフー株式会社（Yahoo!ショッピング）**

### ② アプリストア

※指定基準：国内流通総額2,000億円以上

- **Apple Inc.及びiTunes株式会社**  
(App Store)
- **Google LLC（Google Playストア）**

## 2. 相談窓口の設置（令和3年度予算案額5.3億円の内数）

### ● 対象

- オンラインモールを利用する**出店事業者**
- アプリストアを利用する**デベロッパー** など
- ※ オンラインモール分野、アプリストア分野それぞれで相談窓口を設置（外部委託）。
- ※ 経済産業省ウェブサイト上にも、情報を受け付けるwebフォームを設置。

### ● 主な支援内容

- デジタルプラットフォームとの取引上の課題などにかかる相談への**無料のアドバイス**
- **弁護士の情報提供・費用補助** など
- ※ 寄せられた情報をもとに共通課題を抽出し、解決に向けた政策対応も検討。

# デジタルプラットフォーム取引相談窓口

## 1. オンラインモール利用事業者向け窓口

### 公益社団法人 日本通信販売協会

- ・ **オンラインモール**を利用する**出店事業者**向け
- ・ 対応日時：平日 9 時～12 時、13 時～17 時（土日・祝日等を除く。）
- ・ <https://www.online-mall.meti.go.jp/>
- ・ メール [info@online-mall.meti.go.jp](mailto:info@online-mall.meti.go.jp)
- ・ 電話 0120-088-004

## 2. アプリストア利用事業者向け窓口

### 一般社団法人 モバイル・コンテンツ・フォーラム

- ・ **アプリストア**を利用する**デベロッパー**向け
- ・ 対応日時：平日 9 時～12 時、13 時～17 時（土日・祝日等を除く。）
- ・ <https://www.app-developers.meti.go.jp>
- ・ メール [info@app-developers.meti.go.jp](mailto:info@app-developers.meti.go.jp)
- ・ 電話 0120-535-366

## 3. デジタルプラットフォームに関する取引実態や利用状況についての相談・情報提供窓口

### 経済産業省Webフォーム

- ・ **上記の分野以外のデジタルプラットフォーム**についても、取引上の課題等について、以下のウェブフォームから、経済産業省に情報や意見を受付。
- ・ <https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/syomu-project/digital-platform>